

事務連絡
令和4年7月20日

各 都道府県
市区町村

保育主管部（局）
地域子ども・子育て支援事業主管部（局）
認可外保育施設主管部（局）
児童福祉主管課

御中

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

BA.5系統への置き換わりを踏まえた保育所等における 感染対策の徹底について

新型コロナウイルスの感染状況については、感染力の強いオミクロン株のBA.5系統への置き換わりが進んできていることなどにより、10歳未満の児童を含め新規感染者数が全国的に急速に増加しているところです。

こうした状況等の中で、令和4年7月15日付で「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改訂されたこと等を踏まえ、貴部（局）におかれましては、保育所、地域型保育事業所、放課後児童クラブ、認可外保育施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホーム（以下「保育所等」という。）における新型コロナウイルス感染症対策に関し、以下の留意事項について徹底するとともに、管下の保育所等に対しても感染対策を徹底するよう周知をお願いします。

記

- 保育所等については、感染拡大状況下においても、社会機能の維持のために事業の継続が求められる事業者として位置付けられているところであり、改めて、これまでお示ししてきた感染対策や以下に示す対策を実施しながら、

原則開所等いただくとともに、休園する場合であっても、代替保育を実施するなど、地域の保育機能を維持できるようお願いしたいこと

- 保育所等における効果的な換気対策として、エアロゾル感染と飛沫感染の双方の対策を同時に行うための考え方や換気を阻害しないパーティションの配置方法及び留意点などについて、換気の専門家監修の下でポイントが示されており、こうした点に留意した上で換気対策を実施していただきたいこと **別添資料1 参照**
- 保育所等の施設の特性に応じた換気の留意点として、施設全体の換気能力を高めるとともに、幼児が集合する場所、大型の遊具内や風通しの悪い場所などの密集時の二酸化炭素濃度を測定し、換気の改善を実施することがあげられていることを踏まえた換気対策を実施していただきたいこと
- 換気設備の導入に当たって、必要に応じ、環境省「高機能換気設備等の導入支援事業」補助金の活用等も御検討いただきたいこと **別添資料2 参照**
 - ※ 一般社団法人静岡県環境資源協会 支援センター (<http://www.size-kankyou.jp/2021hoseico.html>)
 - ※ 第三次公募は令和4年7月末～8月末に実施予定
- 換気の専門家の助言・知見を活用し、効果的な換気方法について共有等を行っている自治体の例なども参考に、保育所等が換気の専門家(※1)の助言を受けながら施設全体の換気の改善に取り組むことについて、各自治体の実情を踏まえ、各施設へ奨励するための体制づくり等(※2)を各自治体において御検討いただきたいこと
 - ※1 公益社団法人日本建築士会連合会が「換気アドバイス講習会(<https://www.kenchikushikai.or.jp/torikumi/kanki/seminar.html>)」を行っている
 - ※2 例えば千葉県松戸市では専門家の知見を活用し、高齢者施設向けの効果的な換気方法について共有している(https://www.city.matsudo.chiba.jp/kenko_fukushi/kansenshou/kinkyu_hojokin.html)
- 地域の実情に応じ、クラスターが発生している場合には、集中的実施計画に基づく施設の職員等への頻回検査に関し、保育所等を積極的に検査の対象とすることについて、保健衛生部局と協議の上で、改めて検討いただきたいこと **別添資料3 及び4 参照**
- 保育所及び地域型保育事業所については、「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて(第十五報)(令和4年5月25日現在)」を改訂し、第十六報としているので、当該Q&Aに基づき感染対策等を行っていただきたいこと **別添資料5 参照**

- 認可外保育施設についても、同 Q&A を参考にしつつ、新型コロナウイルス感染症対策等に取り組んでいただく必要があることから、管下の認可外保育施設に対して、同 Q&A を周知いただきたいこと

別添資料 1 感染拡大防止のための効果的な換気についての提言（令和 4 年 7 月 14 日第 17 回新型コロナウイルス感染症対策分科会資料）

別添資料 2 高機能換気設備等の導入支援事業 事業概要

別添資料 3 高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施について（令和 4 年 7 月 15 日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

別添資料 4 効果的に感染拡大を防止しながら、社会経済活動を維持していくための検査の活用について（令和 4 年 7 月 14 日第 17 回新型コロナウイルス感染症対策分科会資料）

別添資料 5 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について（第十六報）（令和 4 年 7 月 20 日現在）

以上

○本件についての問合せ先

（保育所、地域型保育事業所について）

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（内線4852，4854）

FAX：03-3595-2674

E-mail：hoikuka@mhlw.go.jp

（放課後児童クラブについて）

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL：03-5253-1111（内線4966）

FAX：03-3595-2749

E-mail：clubsenmon@mhlw.go.jp

（認可外保育施設について）

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL：03-5253-1111（内線4838）

FAX：03-3595-2313

E-mail：ninkagaihoiku@mhlw.go.jp

(乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、
児童自立支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームについ
て)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

TEL：03-5253-1111（内線4878，4860）

FAX：03-3595-2663

E-mail：shakai-yougo@mhlw.go.jp